

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 富岡～坂城間舗装補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 交通規制工(1)～交通規制工(9)	設計図の交通規制工に、「※夜間養生時は、工事箇所に夜間照明器を200m間隔で設置する。」と記載されています。これに要する費用は、共通仮設費の率計上にて計上されているのでしょうか。それとも直接工事費の各規制工にて計上されているのでしょうか。	設計書「交通規制工」に示す「夜間養生時は、工事箇所に夜間照明器を200m間隔で設置する。」とは、走行車両に対する視認性を確保するための照明になります。そのため、設計書「交通規制工」に記載の夜間照明器は単価項目「19-(1)交通規制工」に含まれます。
2	設計図 交通規制工(1)～交通規制工(9)	設計図の交通規制工に、「※夜間養生時は、工事箇所に夜間照明器を200m間隔で設置する。」と記載されていますが、規制区間がトンネル区間に掛かる場合、トンネル内部にも工事による夜間照明器の設置は必要なのでしょうか。	トンネル内については、トンネル照明により視認性が確保されるため、不要とお考えください。